

鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年6月30日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第43号

鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和44年鳥取市規
則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条の5中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新
規則」という。）第6条の5の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が
生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償につい
ては、なお従前の例による。

3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の鳥
取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」とい
う。）第6条の5の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の

規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第6条の5の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。